

## 戦国期本願寺教団における年中行事の意味

草野 顕之

### はじめに

本願寺年中行事の研究は、江戸時代に東西両本願寺の宗門学者によって、本願寺の故実研究の一環として始められたのであるが、本格的に歴史学の研究対象となったのは、近年の事である。

即ち堅田修氏は、「真宗教団における儀礼——特に法会について——」<sup>②</sup>及び「真宗教団と民俗信仰」<sup>③</sup>を發表され、本願寺で修される通仏教的年中行事が、修正会・彼岸会・孟蘭盆会の三つに限定され、他宗寺院で行われている涅槃会・灌仏会・成道会などがなぜ採用されなかったのか、という疑問を提出された。そしてそれぞれの法会の成立過程に着目し、本願寺で採用された三つの行事は、他の仏教行

事と異なり、古くよりある日本の信仰習俗を基盤としながら、仏教思想との習合により仏教行事化されたという共通の性格をもつことを明らかにされた。そのため、本願寺の門徒となった庶民の、日常生活に伝承された信仰習俗と合致したことが、これら行事の採用理由であったとの結論を導きだされた。

次に佐々木孝正氏は、「本願寺教団の年中行事」<sup>④</sup>を發表され、堅田氏の言及されなかった本願寺独自の行事である、宗祖親鸞の報恩講、或は本願寺歴代の祥月・命日などを問題にされた。そしてこれらの行事においては、齋・非時という宗主を中心とした共同飲食が重要な位置を占めている事を指摘され、共同飲食という行為は、日本の民族的な伝統宗教の中核に存在しており、それを本願寺が取り込んで、

本願寺的意味づけを行ったのがこれらの行事であった事を明らかにされた。

この両氏の研究によって、本願寺の年中行事の実態が判明したばかりでなく、さらにはそれが日本における仏教諸行事全体のなかで、どのような系譜に属し、またいかなる理由で本願寺において修されるにいたったのかと言う点が明白となったのであり、本願寺年中行事の先駆的研究として、重要な意義を持つものであった。

しかしながら両氏の研究のポイントは、本願寺年中行事を通仏教的年中行事や一般社会に普遍的にみられる年中行事のなかに、一般化して説明しようという点にあったため、年中行事と本願寺教団史との関わりが余り意識されておらず、本願寺が独自に持つ年中行事の意義への展開が見られない嫌いがあった。

このような本願寺年中行事の実態を明らかにした先駆的研究に対し、最近になって、一向一揆研究や戦国期本願寺教団史研究の視点から、再び本願寺年中行事への関心が高まって来ており、その早急な実態分析が望まれていると言えよう。

本稿においては、まずこのような視点にたつ研究を整理することに、本願寺年中行事研究の方向性を明らかに

し、次に本願寺における年中行事確立の時期を推定し、その上で本願寺教団史上における年中行事確立の意義を考察して行きたいと考えている。

## 一

戦国期本願寺年中行事の重要性を示す、一向一揆・本願寺教団史研究の第一歩をしるしたのは、金龍静氏である。

即ち氏は、『卅日番衆』考<sup>⑤</sup>において、戦国期本願寺教団の御堂警護組織である御堂番衆Ⅱ卅日番衆制度に注目された。そしてこの制度は、「本願寺直参坊主衆」が、毎月廿八日の親鸞命日を交替日として、一ヶ月間本願寺御堂において「宗教的勤仕の当番」に当たる事を務めとする、「宗教的末寺役」であると規定された。その起源は蓮如時代に求められるが、天文十一年頃に卅日番としてその制度化が完成するのであり、それは本願寺による「諸国坊主衆の組織的掌握」を意味しているとする。この研究は番衆制度の実態を明らかにした事は言うまでもないが、それ以上に、戦国期本願寺の教団統制原理が宗教行事と深く結びついている事を、始めて指摘した意味において重要な研究であった。

次に早島有毅氏は、「戦国期本願寺の『頭』考」<sup>⑥</sup>におい

て、親鸞及び前宗主の祥月・命日、また本願寺歴代宗主の祥月に、門末が頭人として本願寺に出仕する頭制度を分析され、この制度は、それぞれの宗主と「直弟関係」をもつ直参坊主が、単独或は地域的集団で勤仕し、その仏事での齋料や焼風呂料などの全経費を負担する制度であることを明らかにされた。この制度もまた、蓮如期に本願寺の「収納組織」として始まり、天文十年をさかいに本願寺の門末「掌握組織」として再編強化されたと言われる。この論考により、金龍氏が提示された宗教行事と教団統制原理との緊密な関係が、別の側面でも検証されたこととなり、これ以降、戦国期の本願寺教団組織は、番衆制度と頭制度とのいわゆる「番頭制度」を中心として語られるようになった。

この両氏の視点をふかめようと、筆者は「戦国期本願寺坊主衆組織の一形態——定衆・常住衆の位置——」<sup>⑧</sup>を發表して、直参坊主衆が、番衆制度や頭制度により本願寺に組織化される時、彼らをも本願寺教団の身分制度のなかに、儀式を通して組込む役割を持つ制度として、定衆・常住衆制度の存在を指摘した。

すなわち、本願寺に上山している間、御堂番衆は門末の申し出により催される申齋と本願寺の主催による年三回の齋に、頭人はそれぞれ分担の齋と本願寺主催の年三回の齋

に、直参坊主衆は本願寺主催になる年三回の齋のみに、それぞれ参加が許され、その役や身分に応じて一定の座次が与えられたことが検証でき、この座次が彼らの本願寺教団における身分を、精神的に保証する機能を果たしていたと考えたのである。そしてその際、すべての齋に出席するとともに、直参坊主衆のの最上位に着座し、彼らの座次を司る役目を負った坊主として、定衆・常住衆が置かれていた事を明らかにし、この定衆・常住衆の存在が戦国期本願寺教団の直参坊主身分編成に大きな役割を果たした事を指摘したのである。

この事により、「番頭制度」は本願寺で催される年中行事や月例行事と不可分の関係にある事が明かとなり、今後の本願寺年中行事研究は、宗教行事役を紐帯とする教団組織化との関連で進められなければならないという方向性が差し示されたと考える。

ところで、上記の三論文において実態が明かとなった三制度——番頭制度、頭制度、定衆・常住衆制度——は、等しく証如宗主期の、天文十一年頃に再編強化され、完成するとの結論が出されている。一方、この天文期の年中行事を、証如の『天文御日記』<sup>⑨</sup>や順興寺実徒の『私心記』<sup>⑩</sup>等の記述から跡づけてみると、後世まで継承されている年

中行事が、この時期既に確立している事を確認しうる。

このことから、天文年間の証如期に見られる本願寺の強力な集権的宗主権の確立が、かかる諸制度と年中行事との有機的な連動による、門末の身分編成をテコにして生みだされたことを示唆していると考えることができよう。

そこで、この天文期に見られるような、教団統制の諸制度と密接に結びついた年中行事の確立期を探る事が、次の課題として問われなければならないと考える。

## 二

そこで、本願寺年中行事の確立時期そのものの検討を行う前に、年中行事と深い関連を持つところの、先に紹介した教団統制の三制度である番衆制度、頭制度、定衆・常住衆制度が、いつ頃開始されたのかを考察し、年中行事確立時期推定の一助としてみよう。

まず番衆制度について見ると、延徳二年九月廿五日の日付をもつ蓮如の御文にその名が見られ、また『本福寺由来記』<sup>⑫</sup>には、

寛正六年正月九日、山門ノ悪僧、人数ヲ率シ打入ヘキ  
風聞アル間、(中略)御番衆十余人ハカリニテ、御門ノ  
御番ヲ致(下略)

と見えており、大谷時代の本願寺にすでに番衆がいたことが確認される。

つぎに頭制度については、『本福寺跡書』<sup>⑬</sup>に、

東山大谷殿様ニテ、毎年五月二十八日ノ御開山聖人様  
ノ御頭ヲ、往古ヨリ退転ナクツトメ行申ス

とあって、やはり大谷本願寺時代にその名を見ることができ。

また定衆・常住衆制度は、『第八祖御物語空善開書』<sup>⑭</sup>六十九条に、明応四年十一月十九日の蓮如の言葉として、今年の報恩講は、「御堂ニハ常住衆ト頭人ノ衆ハカリトマルヘシ」と述べた記事が記されていることから、すくなくとも蓮如期にはその名を見ることができ。

以上のことから、これら三制度はその起源を蓮如期、もしくはそれに先行する大谷時代の本願寺に求めることができるようである。とすれば、このことに対応して本願寺年中行事もこの時期に確立したとの考えも成立しようが、詳細に検討してみると少し無理があるようである。

すなわち、本願寺の儀式は、存如期迄は、朝廷の勅願所であったことから、天台系の護国教典が誦誦されていたとの推測もなされているし、<sup>⑮</sup>また『本願寺作法之次第』<sup>⑯</sup>一五八条に、

存如上人御代まで六時禮讚にて候つる

と見られるように、浄土宗的儀式も行われていた。そのよ  
うな他宗派的儀式を排除し、念仏に六首引和讃といった本  
願寺独自の儀式を作りだしたのが蓮如なのである。<sup>15)</sup>

とすると、本願寺年中行事はこの蓮如期に確立したので  
あるうか。それもいささか疑問である。というのは、『山  
科御坊事並其時代之事』<sup>16)</sup>七条に、

蓮如は廿五日には朝勤の上に知恩講、廿七日には両師  
講私記、毎月あそはし侍るを、実如の御時より被略、  
あそはし候はぬ事也

とみられるような、蓮如期と実如期との作法の違いが、こ  
の他にもいくつか見られるし、一方、蓮如期あるいはそれ  
以前に起源をもつと見られる先の三制度についても、再編  
強化され完成したといわれる天文期とは、少しく性格が異  
なっているようだからである。

例えば番衆制度について見ると、『本福寺明宗跡書』<sup>17)</sup>に、  
御堂御番御参銭百文御本寺様の御事也。

永正九年ヨリハシメラル 坊主衆輪番二十日ツ、スルヲ了  
西三日 日リンハンラサセタリ<sup>18)</sup> ヲ加二十五日ヲカサミスルナ  
リ

とあって、永正九年より期間を二十二日に限った門徒の輪

番制の制度として行われ始められたようであり、ここに  
天文期につながる番衆制度の成立を見ることができるので  
あるが、この永正九年以前は人員・期間ともに不規則な形  
態をとっていたように思われ、天文期との連続性をみとめ  
ることは困難である。

つぎに頭制度は、『本願寺作法之次第』<sup>19)</sup>一二九条に、

一 実如上人御時野村殿にてハ、廿五日御齋ハ<sup>廿二葉五  
葉子五</sup>年  
始にハ菜六三月御正忌日にハ御汁三<sup>葉八  
葉子七</sup>、五日毎月  
<sup>廿二葉六</sup>年始<sup>廿二葉六  
葉子七</sup> 十一月<sup>廿三葉十三  
葉七九</sup> 近年ハ結構に成

候歟。

とあり、実如期において齋は、宗祖親鸞と実如の両親であ  
る蓮如・蓮祐尼の命日にもみ催されているようで、天文期  
の宗祖親鸞・前住実如の毎月の命日及び本願寺歴代それぞ  
れの祥月命日に催される形態とは異なっている。

さらに定衆・常住衆制度については、先に紹介した『第  
八祖御物語空善聞書』<sup>20)</sup>の三十四条に、

一 アル夜仰ニ、オレハ身ヲステタリ。ユヘハ先住モ形  
儀ヲモ声名ヲモカタク御ヲシヘ候ヘシカトモ、田舎ノ  
衆ニテモ、常住ノ衆ニテモ対メサレテ、平座ニテ一首  
ノ和讃ノコ、ロヲモ、マタ御雑談ナント仰ラレタルコ

トハナシ。

と記されているが、これは「田舎の衆」にたいする言葉として本願寺「常住の衆」というほどの意味として使っているように思え、一家衆や御堂衆などを含んだ、本願寺在住の人々をさす一般的用語のようである。しかし、天文期に近い実如期には、『天文御日記』<sup>20</sup> 天文六年三月二日条の、

◇聖徳寺、福勝寺、頭祐ニ以上野申事にハ、山科にて、長在京之衆ハ、万事雖可為不弁ハ、此方居ハヘカシト申ハ、各返事にハ、御懇ニ被仰ハ、忝存ハ。可致伺ハ由申ハ。

との記述からも解るように、「長在京之衆」という呼称の違いはあるものの、実質的には天文期とほぼ同様の形態をとって行われていたであろうことが推測されるのである。

以上のことから解るように、番衆制度、頭制度、定衆・常住衆制度の三つの制度が、天文期のように年中行事と連動して、教団統制の制度として機能し始めた時期を、蓮如期に求めることは無理なようで、実際的には番衆制度が輪番制をとり始める実如期の山科本願寺時代と考えるのが順当であろう。

そこでこのことを念頭におきつつ、本願寺の年中行事の確立期を検索していくと、実如期の永正十七年に記された

『永正十七年元旦ヨリ儀式』<sup>21</sup> という年中行事記に着目することができ。『永正十七年元旦ヨリ儀式』は内容を検討した結果、追筆部分がかなり多いが、基本的には永正十七年の成立と認めてよいものであり、管見の限り、本願寺年中行事を記した書としては最も古いものである。本書の内容を検討してみると、天文期の一定した年中行事とほとんど変わらない年中行事がこの時期営まれていたことが判明する。

そこで、さきの三制度が本書にどう現れているかを検索してみると、番衆制度及び定衆・常住衆制度については、残念ながら関連性を示す記事はみられない。しかし、頭制度については、本書四月二十四日綽如祥月命日の条に、

一、廿四日綽如聖人御正月。南ノ二ケンニ、御影様御カ、リ候テ、御速夜御座候。サテ御日中ハカリ御戸御開候。大フク参候。人マイラス。御門アカス。御トウ人ノ方ハ、イカホトモアレ、男女共ニマイル也。

とみえていて、蓮如期には確認できなかった歴代宗主の祥月命日における頭人の存在が明らかに成るのである。綽如は本願寺歴代のなかでとりわけ重視されるべき宗主ではないから、綽如の祥月命日に頭人が設定されているならば、宗祖親鸞や前任蓮如は言うに及ばず、他の歴代宗主の祥月命日にも同様に頭人が設定され、勤仕していたに違いある

まい。そのことは、本書表紙裏に、

毎月灯明ノマイル日、何モ御讚嘆アリ。

四日ノ朝 御代々ノ御正ツキニハ、御影サマ御カ、リ

候テ、御逮夜

五日ノ々 御日中御座候間、一ケンオシイタヘハ灯明

マイルス候。

十四日々 十九日ノ晚景御逮夜御座候。廿日ノ朝ラツ

ソク立テ、御ツトメ

十八日々 御ハカセニテ御座候。御ツホ子ヘ灯明マイ

ル。

十九日々

廿四日々

廿九日々

と記され、すでにこの時期、すべての歴代宗主や実如の母蓮祐尼の命日に、「讚嘆」(法談)を行う法会がもたれてきたことが解り、それを裏付けていよう。

また本書二月二十九日順如祥月命日の条にみられる、

サテ廿九日ノ朝ノ御ツトメニ、南ノ一ケンヘ、順如サ

マノ御日ト存候テ、灯明ヨマイルラセ候処ニ、事外御腹

立候間已後ハ其覚悟ヲナシ可申。

との記事も重要である。すなわち本書の筆者は、蓮如の長

男ではあるが継職をせず、歴代宗主に入らない順如の月々の命日に相当する二月二十九日に(祥月は五月)、歴代宗

主の御影が掛かる南一間押板に灯明をあげたところ、厳しく叱責されたので、以後は注意するようにと記しているのである。すなわちこの記事は、本願寺が順如の月々の法会は公式には行わないことを表明したものであり、順如の命日には齋をもつわけにはいかない事情の反映と考えることができるのである。早島氏が明らかにしたように、頭制度は歴代宗主と「直弟関係」をもつ直参坊主を地域的に編成し、それぞれの祥月・命日に催される齋の経費負担を負わせる制度であるからには、本願寺歴代に入らない順如には「直弟」の存在は認められず、従ってその命日における法会を公式に認める訳にはいかなかったであろう。この記事からも、本書成立の背景に年中行事と先の三制度との関連性が窺える。

ともあれ、このような具体的な内容も重要ではあるが、本書のような年中行事記の成立という事実それ自体、一定した年中行事の確立を物語っているのではなからうか。ここでは、天文期に代表される本願寺年中行事の確立期を、『永正十七年元旦ヨリ儀式』の成立した永正十七年と仮定したうえで、本書成立の事情とそれをとりまく教団状況を

探っていくことにしよう。

### 三

まず、『永正十七年元旦ヨリ儀式』の成立事情から検討してみよう。

本書には永正十七年当初より記された部分に五箇所、追筆部分に三箇所、計八箇所「被仰」或は「被仰出」という、何者かの意をうけて儀式を確定筆記したことを示す文言が見られる。そのひとつに、本書二月十五日条に次のように見られる。

一、十五日ノ朝被仰出、御讚嘆御座候。

この記事は二月十五日の涅槃会の日、誰かが仰せられて讚嘆がおこなわれたと記している。ところが、このことに関して『本願寺作法之次第』<sup>②</sup>四十一条に、

一二月十五日に勤行齋など御入なき儀、他宗の聞及候て、事の外に不審をなして難し申事にて候か、如何の御事候や。蓮如の御時ハ勤御入候、と申人も候。円如にハ他宗難し申事御聞候、一段と勝事に思食、実如の御時可有御申との御事にて候き。既益も彼岸も就仏説御入候うへハ、涅槃ハそと御入候へてハ不可叶御事とて候つる。諸宗一同涅槃儀ある事にて候

由申候。

と見られるように、円如が宗主実如に対して、涅槃会の儀式を行うよう進言していることが窺える。円如は実如の子であり、次期宗主証如の父に当たったが、実如より早く大永元年に没したため、歴代に入らなかつた人物である。この記事から本書に見られる「仰」の主体が円如であったことを推察しうる。

そこで、この円如の事績をさらに検索していくと、『本願寺作法之次第』<sup>②</sup>三条に、

一当流の声明ハ小原流也。総而諸宗共に声明ハ小原千本両流を本とする也。然ハ円如の仰事にハ、下間名字の幼少の人を一人小原の声明師の弟子になして置、よく稽古の功ゆき候ハ、こなたへ取てをきて、声明の譜をよくならはせ置て、当流によく可覚悟事也、と仰候き。

とあって、本願寺家臣下間氏の子供を、大原の声明師の弟子とするよう命じており、本願寺声明の確立に関心が深かつたことを示している。さらに同じく『本願寺作法之次第』<sup>②</sup>六十三条には、

一本堂の阿弥陀経ハ、嵯峨本とて弥陀経のすり本候、漢音を付たる本にて候。(中略)古ハ円如の御稽古候



つる。件のさか本にて御稽古候き。

と見え、円如の使用していた阿弥陀經の稽古本が、後世の稽古本に採用されていることが判明し、円如による本願寺声明作法の確立がなされたのではないかと推測も可能である。さらにこの他円如は、『栄玄聞書』二十六条に、

一 聖教拜見申サハ聖人ノ御作並ニ覚如存覚ノ御作ノ聖教ニ候。法然上人ノ御作ニハ選択集本末ヨリホカハ依用申ヘキハ有間敷ノヨシ、円如様仰ラレ候ツルトタシカニ承リ候。

とみられるように、本願寺の依用すべき聖教の確定や、『紫雲殿由縁記』の、

大永元年七月ノ下旬、山科貴坊ニ法照院参向、其節円如公多屋ニ御出アリ、物語ノ中、仰ニ蓮師一世ノ勤文、本坊ニ残ナシ、仰願クハ集メ一綴有レ之度思願

との記述のように、蓮如『御文』の編纂を行い、勤行の後にこれを拝読する制度をつくろうとしたことなどが判明する。

これらの事柄を総括的に見て行けば、この永正十七年頃、本願寺においては、円如の手により年中行事を中心とした法式が整備されようとする様子が窺えるように思う。『紫雲殿由縁記』において金宝寺明専が、

永正年中、山科表諸事ノ法式定

と記しているのは、実にこれらのことを指していたものと考えられよう。

とすれば、先に仮定しておいた、永正十七年の本願寺年中行事確立ということも、さほど無理のない妥当な線ではないかと考えられると同時に、先の三制度のうち、年中行事との連動による教団統制の制度として出発した時期が不明であった、頭制度及び定衆・常住衆制度の二制度について、一応の目安としてこの永正十七年前後を成立時期と想定しても無理はないと考えられるのである。

以上のように、『永正十七年元旦ヨリ儀式』の成立した永正十七年を本願寺年中行事の確立期とすれば、そのことは教団史的に見ていかなる意義を有するであろうか。つぎにそのことに触れておこう。

この永正末期、円如は本願寺の法式に限らず、教団諸制度の制定・改革をも精力的に実行していることに注目してみたい。すなわち、『今古独語』に、

又永正十五年ノ比、北国ノ面々御掟ノ旨心カケナキニヨリ、国ミダリガハシク他家ノ偏執アヒヤマス、然レハ向後御異見アルヘカラサル由仰出サル、コトニ三箇条ノ旨コレアリ、一ニハ、攻戦防戦具足懸之事、一ニハ、最負偏頗之事、一ニハ、年貢所当無沙汰之事、(中

略)時ニ永正十六年、蓮誓参洛ノ折節ニテ、円如上人  
蓮淳仰合セラレ、一決シ侍リ、

と見られる三ヶ条掟の制定。また、『反古裏』<sup>⑤</sup>に、

カネテハ又カノ永正度円如上人被<sup>レ</sup>遊候御自筆御判ノ  
御書度々ノ錯乱ニモ紛失セス、今度回禄ヲモノカレ、  
残ト、マリ侍ル、是亦奇妙ノ祥瑞ニテソ侍ル。ソノ条  
数々近年所々ニ都鄙トモニ坊舎造立ノ事不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然<sup>ル</sup>一  
身冥加ノタメ諸国御門弟ノ煩ヒトイヒ、カツハ他宗偏  
執ノモトイ也、ヨロシク停止アルヘキムネ仰出サル。

とある新坊建立禁止令の発布。さらには、同じく『反古  
裏』の、

去ヌル永正十六年、蓮誓所勞療治ノタメメシノホセラ  
レケルミキリ、円如蓮淳ニ仰談セラレ条々サタメマシ  
マス。コレニヨリテ実如上人御病中ニカサネテ仰セイ  
タサレシハ、当分御連枝一孫ハ末代一門タルヘシ、次  
男ヨリハ末ノ一家衆一烈タルヘシ、然ハ実玄実悟実恵  
一代ノ後ハ其分タルヘシト。

の記事に見られる一門一家制の制定などである。

この三法令について、いちいち検討する余裕はないので、  
一般的な見解に従っておくと、この三法令は、一つには教  
団内における宗主権の強化、いま一つには教団内身分の確

立をめざして実施されたものであり、結果として、本願寺  
による末寺坊主の支配が強化されたと言われている。<sup>⑥</sup>

ひるがえって考えてみると、本稿において主要なテーマ  
とした本願寺年中行事の確立は、門末全般のなかに本願寺  
で催される年中行事に参加することのできる直参身分とい  
うものを設定させる一方で、年中行事が宗主を主宰者とす  
る宗教儀式である以上、宗主のもつ宗教的權威の強化にも  
つながる出来事であった。

このように考えるとき、本願寺年中行事の確立は、永正  
十七年頃の円如による教団統制強化のための制度改革の一  
環として、明確に位置づけることができよう。そしてその  
対象を、本願寺教団の組織上大多数を占める門末一般とし、  
そのなかに様々な特権をもつ直参身分を設定固定化するこ  
とにつながっていたわけであるから、本願寺による教団統  
制制度の変遷を考える際には、あるいは先に紹介した三ヶ  
条掟の制定・新坊建立禁止令の発布・一門一家制の制定等  
より、より重要な意義を有していたとも考えられるのであ  
る。

## おわりに

戦国期本願寺年中行事の研究は、年中行事という事柄自

体が、戦国期本願寺教団のポジティブな側面を示す一向一揆の問題と感覚的なズレであってか、充分進展することがなかった。しかし、本稿で論じたように、年中行事は本願寺教団の組織形成や、さらにはその組織を本願寺へ結集させる紐帯としての宗教意識などを考える上で、もはや無視することのできない研究対象であると考えられる。

本稿では、『永正十七年元旦ヨリ儀式』を中心に、本願寺教団における年中行事の確立事情について述べ、さらにそのことと教団組織との関わりについて若干の指摘を行うに止まった。本来ならば、教団編成と連動するかたちで行われたところの本願寺年中行事の確立期が、何故永正十七年であったかについての考察を行うべきであったし、さらに『永正十七年元旦ヨリ儀式』の具体的内容——荘嚴法や衣体、あるいは勤行の勤め方など——のもつ意味にも立ち入らなければならないとも考えている。また史料的には極めて豊富な天文期や永祿・天正期との比較検討も必要であるし、さらには、地方末寺の年中行事と本願寺のそれとの関連性、また他の宗派の年中行事のもつ意味との対比なども重要な仕事である。それらのことを通して、戦国期本願寺教団における年中行事のもつ意味が、戦国社会全体のかなかで位置づけられるのであろう。このような点は今後の課

題として、後考を俟ちたい。

### 註

- ① 『法流故実条々秘録』『考信録』『真宗故実伝来鈔』『真宗帶佩記』等（『真宗史料集成』第九卷所収、昭和五十一年、同朋舎刊）。
- ② 『大谷学報』三七—一所収（昭和三十二年刊）。
- ③ 大谷大学編『親鸞聖人』所収（昭和三十六年刊）。
- ④ 『日本仏教学会年報』四三号所収（昭和五十三年刊）。なお、『仏教民俗史の研究』に転載、（昭和六十二年、名著出版刊）。
- ⑤ 『名古屋大学日本史論集』上巻所収（昭和五〇年、吉川弘文館刊）。
- ⑥ 『真宗研究』二六輯所収（昭和五十七年刊）。
- ⑦ 金龍静氏「蓮如教団の発展と一向一揆の展開」（『富山県史』通史編Ⅱ中世所収昭和五十九年刊）、「蓮如教団と一向一揆との関連性」（北西先生還暦記念会編『中世社会と一向一揆』所収、昭和六〇年、吉川弘文館刊）。
- ⑧ 北西先生還暦記念会編『中世仏教と真宗』所収（昭和六〇年、吉川弘文館刊）。
- ⑨ 『真宗史料集成』第三卷（昭和五十三年、同朋舎刊）所収。
- ⑩ 同前所収。
- ⑪ 蓮如「諸文集」一三七号（『真宗史料集成』第二卷二六二頁、昭和五十二年、同朋舎刊）。
- ⑫ 『真宗史料集成』第二卷六六五頁。
- ⑬ 同前、六三二頁。

- ①④ 同前、四二八頁。
- ①⑤ 稲葉昌丸氏『蓮如上人遺文』(昭和三年、法蔵館刊、二五頁)によつて十一月と訂正。尚、一〇五条(四三二〜三頁)には、明応六年報恩講の記事として「御堂ノ夜ノトマリ衆モソノ日ノ頭人ヘカリト御定ナリ」と見えていることから、十一月の記事と考えるほうが正しいようである。
- ①⑥ 井上鋭夫氏『本願寺』(昭和四一年、至文堂刊)。
- ①⑦ 『真宗史料集成』第二卷五八四頁。
- ①⑧ 同前。
- ①⑨ 同前、五四四頁。
- ②⑩ 同前、六九一頁。尚、金龍氏は史料中の「永正九年ヨリハシメラル」を、本福寺が番を勤め始めた時期と理解されているが(前掲書)、本願寺における御堂番衆が直参坊主衆の輪番制で行われ始めた時期と考えたほうがよいのではなからうか。
- ②⑪ 同前、五八〇頁。
- ②⑫ 同前、四二二頁。
- ②⑬ 『真宗史料集成』第三卷一三六頁。
- ②⑭ 大谷大学図書館蔵。なお、草野顕之、史料紹介「永正十七年元旦ヨリ儀式」(『仏教史学研究』三〇—一所収、昭和六二年刊)に全文翻刻掲載し、本書の筆者の推定を含めた問題を付しているの、御参照いただければ幸いである。
- ②⑮ 「戦国期本願寺における『頭』考」(前掲)。
- ②⑯ このことと関連するのは『本願寺作法之次第』(前掲)に、
- 一、代々の御前灯明は実如の御代までハ御明日にハカリ  
 四日・十九日・廿日・廿九日・廿四日・十四日・十八日斗ともされ候つる。
- と見えて、順如同様歴代に入らない從寛の命日(廿日)が勤められていた記事が見られることである。この從寛の命日はこの『永正十七年元旦ヨリ儀式』には記されていないが、順如と同様の意味で整理されたのであろう。
- ②⑰ 正月朔日条、正月四日条二ヶ所、二月十五日条、彼岸会条、七月十五日条、十一月廿一日条、十二月十五日条の八ヶ所。
- ②⑱ 『真宗史料集成』第二卷五六八頁。
- ②⑲ 同前、五六四頁。
- ③⑰ 同前、五七一〜二頁。
- ③⑱ 同前、五九二頁。
- ③⑲ 『真宗全書』史伝部一八三頁、(大正二年、蔵書書院刊)。
- ③⑳ 同前、一八二頁。
- ③㉑ 『真宗史料集成』第二卷七一九頁。
- ③㉒ 同前、七四七頁。
- ③㉓ 同前、七四六〜七頁。
- ③㉔ 井上鋭夫氏『一向一揆の研究』(昭和四三年、吉川弘文館刊)、金龍静氏「蓮如教団の発展と一向一揆の展開」(前掲)等。
- ③㉕ さらに、本稿では全く触れなかったが、このような御堂の年中行事だけではなく寝殿や南殿などでの行事もあったし、石山本願寺時代には、「石山地主神の祭礼」といった寺内町

の「地方的宗教行事」があったことも指摘されている（金龍  
静氏発表レジュメ、昭和六〇年「天文日記を読む会」）。このよ  
うな点をも含めて今後の課題としたい。

（本学専任講師 日本仏教史学）